

建設業許可業者の皆様へ

茨城県土木部監理課建設業担当

建設業法施行規則の改正に伴う財務諸表等の一部改正について

平成22年4月1日より、建設業法施行規則の改正に伴い、建設業法に基づく財務諸表の様式が一部変更になります。そのため、平成22年4月1日以降に届出されるものについては、新様式での作成をお願いいたします。(ただし、注記表のみ、平成21年4月以前開始の決算のものについては、旧様式の使用も可。)

なお、経営事項審査を受審される方については、4月1日以降、旧様式では、経営状況分析を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

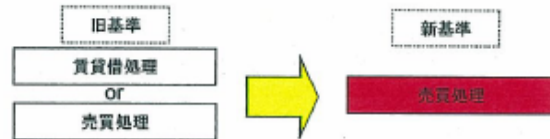
建設業法施行規則等の改正概要

1. 建設業法施行規則の改正(貸借対照表)

【「リース取引に関する会計基準」の改正】

ファイナンス・リース取引(※)について賃貸借処理(オフバランス)が廃止され**売買処理(オンバランス)**に統一

(※実質的に割賦販売と同一視できるリース取引)



【省令の改正】

貸借対照表に「リース資産」、「リース債務」の勘定科目を追加等

『(資産の部)

土地

リース資産

建設仮勘定

(負債の部)

短期借入金

リース債務

未払金 』

2. 建設業法施行規則の改正(注記表)

【会社計算規則第98条の改正】

価格変動リスクの大きい金融商品と賃貸等不動産については、保有状況や時価評価に関する記載を行うこととなった

【省令の改正】

注記表に金融商品、賃貸等不動産の時価評価等に関する記載欄を追加

『 **金融商品関係**

(1)金融商品の状況

(2)金融商品の時価

賃貸等不動産関係

(1)賃貸等不動産の状況

(2)賃貸等不動産の時価 』

3. 関連告示の改正

【「工事契約に関する会計基準」の策定】

売上等の計上方法については、年度毎の工事進捗度を合理的に見積もれない場合を除き、**工事完成基準**(工事完成時に一括して売上等を計上)ではなく、**工事進行基準**(工事の進捗度に応じて売上等を計上)によることとされた

工事完成基準

売上・費用・利益を完成した年に全てまとめて計上する。



1年目 2年目 3年目 4年目 5年目

工事進行基準

売上・費用・利益を工事の進捗に応じて計上する。



1年目 2年目 3年目 4年目 5年目

【告示の改正】

「完成工事高」(売上)の勘定科目の定義を変更

〈改正前の定義〉

『工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終総請負 高及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額』

〈改正後の定義〉

『**工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益計上する場合における最終総請負高**』

4. 適用時期

平成22年4月1日以降に提出する書類について適用

(注記表は、平成21年4月1日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能)